

vol.5

2025.11.21

吉原地区 伝建NEWS LETTER



発行者：舞鶴市

吉原地区が伝建地区として決定しました！

令和7年10月27日(月)、第55回舞鶴市都市計画審議を開催し、審議会において、吉原地区の伝統的建造物群保存地区の都市計画決定が可決されました。この結果を受けて、必要な手続きを行った後、令和8年3月末にいよいよ吉原地区が舞鶴市が選定する伝統的建造物群保存地区となります。

【舞鶴市都市計画審議会委員】

※氏名は政令上の区分別および五十音順・敬称略

(学識経験者のある者)

今田壽孝、岡井有佳、荻野隆三、尾上亮介、小西剛、清水万由子

(市議会の議員)

上羽和幸、小西洋一、谷川眞司、田畑篤子、西村正之

(関係行政執行機関)

市原隆、大西民男、君島伸治、笹田尚吾、豊住進一

(市の住民)

上野和美、福本清、丸山拓哉、鷺田マリ

都市計画審議会の会議録
は後日市ホームページに
掲載されます。
右コードからご確認ください



「保存活用計画」説明会を開催しました！

吉原地区が伝建地区として決定されたあと、吉原の町並みをどのように守り伝えていくのかを示す **吉原伝統的建造物群保存地区保存活用計画**を策定する必要があります。

この計画を定めるにあたり、吉原に住む皆さんからの意見を計画に反映させるべく、下記の通り説明会を開催しました。説明会にお越しくくださった皆さん、ありがとうございました！

皆さんからいただいた貴重なご意見は、関係機関や専門家などの意見と集約しながら、できる限り計画に反映させてまいります。



今回の説明会の一部は、吉原歴史的景観保存活用実行委員会のご協力のもと、地区内の伝統的家屋(旧鳥路家住宅)で開催しました。ご協力ありがとうございました！

「保存活用計画」説明会で出た主な質問・意見

- ・特定物件以外の建物は取り壊せなくなるのか。
→建物の解体に規制がかかるのは、特定物件のみです。特定物件以外の建物の解体は可能です。
- ・特定物件以外の建物でも規制がかかることはあるのか。
→日常の維持管理にかかる作業は届出の必要はありませんが、外壁の塗り直し等、外観に関わる工事をする場合は届出をしていただく必要があります。
- ・高潮対策を検討してほしい。
→関係各所と連携し、市でできる対策を検討していきます。

このほか、疑問やご不明点がある場合は、市役所文化振興課(66-1019)、都市計画課(66-1048)にお問い合わせください。

伝統的建造物群保存地区保存審議会を開催しました！

吉原伝統的建造物群保存地区保存活用計画の策定にあたり、専門的見地から意見をいただくため、令和7年度第3回舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存審議会を開催しました。審議会からの意見は地元説明会(3ページ参照)で出た意見と集約しながら、計画に反映させてまいります。

日時: 令和7年10月31日(金)13時30分～15時10分

出席委員: 粕谷真奈美、河村悟(地域代表)、鶴岡典慶(会長)、
村田長戸(地域代表)、山崎慎一、吉岡博之(副会長)

※五十音順・敬称略



◀鴨田市長から鶴岡会長に
諮問文が手渡されました

審議会の会議録は、後日市ホームページに掲載されます。
右コードからご確認ください。▶



発行者: 舞鶴市文化振興課 TEL: 0773-66-1019 FAX: 0773-62-9891 MAIL: bunka@city.maizuru.lg.jp
都市計画課 TEL: 0773-66-1048 FAX: 0773-62-9894 MAIL: tokei@city.maizuru.lg.jp
発行日: 令和7年11月21日(金)